

記入例

預金口座振替依頼書 記入例

□ 口座名義人	フリガナ サイタマ タロウ		お届け印 通帳印	埼玉
	→ 埼玉 太郎			
(1) 金融機関	金融機関名	〇〇 銀行 信用金庫 金庫・組合	〇〇 本店(支店) 出張所	
	金融機関コード	銀行コード	支店コード	
(2) ゆちよ銀行	預金種目	1. 普通(総合) 2. 当座	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
	種目コード	契約種別コード (6桁目がある場合は半角にご記入ください)	通帳記号	通帳番号(右づめで)
	1 6 6	3 0 1	0	
	払込先口座番号	00110-6-144689	払込先加入者名	りそな決済サービス株式会社

※メンバーズ入会申込者と口座振替依頼書の
口座名義人は原則、同一としてください。

メンバーズ入会申込書 記入例

申込み	2017年	4月	1日	会員番号	
受理	20	年	月	日	
お名前	フリガナ	サイタマ	タロウ	埼玉	
	(姓)	埼玉	(名)		太郎
生年月日	(西暦)	〇〇〇〇年	〇〇月	〇〇日	性別
					①男 2.女
ご住所	〒	330 - 8669	埼玉	都道府県	
	フリガナ	サイタマ			
		さいたま	市	都 区	
	フリガナ	オオミヤク サクラギチョウ			
		大宮区桜木町1-123			
電話番号(ご自宅)		-			
電話番号(携帯)		-			

※振替後のご通帳には、「RKソニックチケット」・「ソニックメンバー」・「RKまたはリソナケツサービス」・「RKまたはリソナK.S.」等と表記がなされますのでご了承ください。

SONIC CITY HALL MEMBERS

会員規約

- (名称)
第1条 この会員制度は、ソニックシティホールメンバーズとします。
- (目的)
第2条 この会員制度は、県民の文化事業への参加の機会を確保し、もって県民文化の向上に寄与することを目的とします。
- (事務局)
第3条 この会員制度に関する事務は、ソニックシティホールメンバーズ事務局(以下「事務局」という。)が行い、この事務局は公益財団法人埼玉県産業文化センター(以下「当財団」という。)内に置きます。(会員)
- 第4条 会員とは、音楽を愛好し、当財団の事業に賛同いただける方で、本規約を承認の上この会員制度に入会の申込みをされ、当財団が入会を認めた方をいいます。
- 2 会員には、ソニックシティホールメンバーズカード(以下「会員証」という。)を発行するものとします。
- 3 会員資格の有効期限は、毎年3月31日までとします。ただし、会員又は当財団のいずれか一方が申し出ない限り、さらに1年間延長し、年会費を納め自動更新するものとし、その後も同様とします。(年会費)
- 第5条 会員は、別表の年会費を毎年所定の時期に、第8条(代金決済)に定める方法により、当財団に支払うものとします。
- 第6条 会員は、当財団が主催又は共催あるいは後援する公演の中から当財団が指定する公演について、一般発売前に所定の割引価格でチケットを購入できるものとします。
- 2 前項の公演、申込期間、購入枚数、割引価格等については、当財団が決定し会員に通知するものとします。
- 3 チケットは、事務局に電話にて会員番号、お名前を申し出るにより購入できるものとします。
- 4 事務局は、前項のお申込みの後、チケット実券を会員に郵送するものとします。
- 5 会員は、チケット実券を受け取ったときは、内容を確認し誤り等がある場合は、速やかに事務局に申し出るものとします。ただし、お申込みのチケットについて、キャンセル又は変更はできないものとします。
- 6 会員は、チケットのお申込みから2週間以内にチケット実券が届かない場合は、速やかに事務局に申し出るものとします。
- 7 会員は、前2項の申し出をしなかった場合、事務局が郵送したチケット実券の内容により事務をすすめることに異議ないものとします。
- 8 会員は、チケット代金を第8条(代金決済)に定める方法により、当財団に支払うものとします。(会員サービス)
- 第7条 会員は、当財団が通知する各種サービスを当財団所定の方法により利用することができるものとします。
- (代金決済)
第8条 第5条に規定する年会費の支払方法は1回払いによるものとし、入会年度の年会費の支払方法は、原則、現金にてお支払いいただき、2年度目以降の継続時は前年の3月5日(土曜日、日曜日又は国民の祝日)に関する法律に規定する休日である場合はこれらの日の翌日)に、会員があらかじめ指定した口座からの振替にてお支払いいただきます。
- 2 第6条第8項に規定するチケット代金の支払方法は1回払いによるものとし、チケットの予約をした日がその月の20日以前の場合は翌月の5日(土曜日、日曜日又は国民の祝日)に関する法律に規定する休日である場合はこれらの日の翌日)に、21日以降の場合は翌々月の5日(土曜日、日曜日又は国民の祝日)に関する法律に規定する休日である場合はこれらの日の翌日)に、会員があらかじめ指定した口座からの振替にてお支払いいただきます。
- 3 第7条(会員サービス)の代金の支払方法は、ご利用の各施設において会員証を提示のうえ現金にてお支払いいただきます。(会員証の紛失、盗難)
- 第9条 会員は、会員証を紛失又は盗難にあつたときは、ただちに事務局に届け出るものとします。
- 2 会員が紛失、盗難、その他の事由により会員証を他人に利用され、会員又は当財団に損害が生じた場合は会員にその損害を負担していただくものとします。
- 3 会員証を再発行する場合は、当財団所定の手数料を支払うものとします。(届出事項の変更等)
- 第10条 会員は、入会時に届け出た住所、氏名、電話番号及び決済口座等の内容に変更が生じた場合には、ただちに事務局に変更事項を届け出るものとします。
- 2 会員は、前項の届け出がないために事務局からの通知又は送付書類その他のものが延滞又は不着となつても、通常到着すべきときに到着したものとみなします。(退会等)
- 第11条 会員の都合により退会するときは、事務局に退会の申し出を行うとともに、会員証を返却するものとします。
- 2 退会のお申し出の後、第8条(代金決済)の未払い債務を完済されたときをもって退会といたします。ただし、年度中途の退会であってもお支払い済みの年会費については返還しません。
- 3 会員が次のいずれかに該当した場合には、当財団が会員の資格を取り消すことができるものとします。
- (1) 入会時に虚偽の申告があった場合
(2) 本規約に違反した場合
(3) 代金の支払いを怠った場合(規約の変更)
- 第12条 本規約を変更する場合には、当財団からあらかじめ会員に通知するものとします。
- 附 則
- 1 この規約は、平成25年12月1日から適用します。
- 2 この規約の施行前のソニックシティホールメンバーズ会員規約は廃止します。

【別表】

入会月	年会費
4 ~ 6月	2,000円
7 ~ 9月	1,500円
10 ~ 12月	1,100円
1 ~ 3月	600円

メンバーズ事務局の個人情報取扱いについて

会員様のお名前、ご住所などの情報は、①メンバーズ会員への登録確認 ②主催・共催・後援事業のご案内 ③ご購入いただいたチケットの郵送 ④サービス改善のためのアンケート調査の実施など、メンバーズ事務局の事業活動に限り使用させていただいておりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。